



事業者の
みなさまへ

令和5年10月1日から 消費税の仕入税額控除の方式として 「**適格請求書等保存方式**」 (いわゆるインボイス制度)が導入されます。

インボイスを交付する事業者となるには
事前に登録申請が必要です!

【登録申請受付開始:令和3年10月1日~】



登録申請は、e-Taxをご利用いただくと
手続きがスムーズです。

※インボイスとは、登録番号のほか、一定の事項が記載された
請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

インボイス制度について

専用ダイヤル

【フリーダイヤル】 **0120-205-553**

【受付時間】 **9:00~17:00**(土日祝除く)

詳しくお知りになりたい方は

国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の
「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ

イータックス

検索